

1 開催日時 平成 27 年 2 月 16 日 (月) 9 : 30 ~ 10 : 30

2 開催場所 富山県庁 4 階大会議室

3 出席者

(1) 都市計画審議会出席委員

- |                     |                        |
|---------------------|------------------------|
| ・ 弁護士               | 細 川 俊 彦                |
| ・ (一財) 北陸経済研究所主任研究員 | 石 黒 厚 子                |
| ・ 富山県建築士会理事         | 小 見 美由紀                |
| ・ 金沢大学教授            | 高 山 純 一                |
| ・ 県議会議員             | 四 方 正 治                |
| ・ 県議会議員             | 中 川 忠 昭                |
| ・ 県議会議員             | 笠 井 和 広                |
| ・ 富山県市長会会長代理        | 佐 伯 進 (事務局長)           |
| ・ 富山県町村会会長代理        | 上 野 和 博 (常務理事)         |
| ・ 富山市議会議長会会長        | 中 川 勇                  |
| ・ 北陸農政局長代理          | 山 方 正 治 (農村振興課長)       |
| ・ 北陸地方整備局長代理        | 吉 田 英 治 (富山河川国道事務所副所長) |
| ・ 富山県警察本部長代理        | 松 島 義 彦 (交通規制課長)       |

(2) 事務局

- |                |       |
|----------------|-------|
| ・ 富山県土木部都市計画課長 | 水 口 功 |
|----------------|-------|

4 配布資料

- ・ 次第
- ・ 配席図
- ・ 名簿
- ・ 条例等規程
- ・ 都市計画審議会議案書
- ・ 報告事項資料

5 議 事

(議 案)

議案第 1 号 八尾都市計画道路の変更について

(報告事項)

都市計画公園・緑地の見直しガイドラインの策定について

(司 会)

ご案内しておりました定刻となりましたので、これより第 167 回富山県都市計画審議会をはじめさせていただきます。

(司 会)

まず、開会に先立ちまして、審議会の定足数について申し上げます。委員 19 名のうち、現在のところ 12 名のご出席を頂いております。出席者数が半数以上となっておりますので、富山県都市計画審議会条例第 5 条第 2 項の規定により、本日の審議会は有効に成立する旨をご報告いたします。

次に、各議案についてご審議いただく委員について申し上げます。当審議会では委員の他、議事に関係する臨時委員に審議及び議決に参加していただくことになっております。これにより委員 11 名、臨時委員 1 名の 12 名でご審議いただきます。

次に、配布資料の確認をいたします。お手元に次第、配席図、審議会委員名簿、都市計画審議会議案書、報告事項資料、条例等の規程がございます。条例等の規程につきましては、条例、運営要綱、公開に関する取扱い要領です。配布漏れがございましたらお申し付けいただきたいと思います。

次に、審議会の公開についてご説明いたします。この審議会は、原則公開としております。ただし、個人情報の保護や審議会の構成、円滑な議事の確保の観点から、取扱要領第 2 に規定する一定の事項につきましては、会長がこの審議会に諮って非公開とすることができることとしております。

なお、この審議会の審議結果及び議事録につきましては、審議会終了後、県のホームページに掲載させていただく予定としております。

以降の議事につきましては、細川会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

## 1. 開会

(会 長)

おはようございます。今朝は一際寒い日でありましたけれども、早朝から多数の方にお集まりいただき、ありがとうございます。

2 月の中旬ということで、いつもなら積雪が多い時期ではありますが、今冬は比較的雪のない過ごしやすい気候となっています。

3 月には新幹線が開業することということで、富山県を含め、北陸では華やいだ雰囲気が漂っています。民間はもちろん、公務員の方々も新幹線開業を迎えるにあたり、何かと忙しく下準備をされているとお聞きしていますが、そのような中、皆様方にはお集まりいただきまして、大変ありがとうございます。

それでは、ただ今より第 167 回富山県都市計画審議会を開会いたします。

審議会運営要綱第 4 条第 2 項の規定により、私から議事録署名委員を指名させていただきます。石黒厚子委員と小見美由紀委員にお願いします。

本日は都市計画法に基づき、知事から審議会に付議された議案を一つご審議いただいた後、一件の報告事項がございます。

それでは、第1号議案について、事務局から説明をお願いします。

## 2. 議事

(事務局)

おはようございます。事務局を預かっております都市計画課水口です。

細川会長をはじめ、委員各位におかれましては、日ごろより本県の都市計画行政の推進にご指導を賜り、厚く御礼を申し上げます。

また、本日はお忙しい中、冷え込みが厳しく足元が悪い中にも関わらず、当審議会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。

本日は議題といたしまして、八尾都市計画道路の変更が1件、報告事項といたしまして、前回の審議会においてご説明させていただきました都市計画公園・緑地の見直しガイドラインについてご報告させていただく予定です。

これから順次ご説明させていただきますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

### 議案第1号 八尾都市計画道路の変更について

(事務局から議案第1号について説明)

(会 長)

ただ今の議案について、ご質疑、ご意見を賜りたいと存じます。

(会 長)

地元の説明に対してかなり多くの方がご出席されていますが、反対意見はなかったということでした。どのようなご意見がありましたか。

(事務局)

反対意見はございませんでした。

道路敷に合わせて区域を決定する高熊井田線は、上の方で妙川寺井田線という別の都市計画道路と交差しております。この交差点の北側の部分は都市計画決定から外れるエリアになりますが、富山市街地方面から八尾の中核団地に通る抜けるルート上に位置するため、右折レーンを設けてもらえないかというご意見がありました。このご意見に対しましては、県では現在、高熊井田線の鏡町方面で事業を施行しているため、未整備区間につきましては、その事業の進捗状況も含めて検討させていただくと回答してご理解をいただいております。

(会 長)

混雑するため、右折専用レーンをつくってほしいというご意見があったということですね。右折レーンをつくるとすると、その分広がってくると考えられますが、それも検討するという理解でよろしいですか。

(事務局)

はい、そうです。

(スクリーンを指し示しながら、) ここがご要望のあった交差点です。ガソリンスタンドのところに信号があり、そこが交差点になります。奥が八尾市街地です。奥の市街地側からこの交差点までしか都市計画決定はなされていないのですが、もし交差点の手前側を改良する場合は、交差点を挟んだ反対側についてもあわせて計画を立案することになるため、交差点の奥に定められている現在の都市計画決定の取扱いを含めて検討されることになると思います。

ただ、現在市街地において事業を進めているので、その事業の進捗とも足並みをあわせる形で検討していかなければならないと考えています。

(会 長)

この交差点で右折する車が多いということですね。

(事務局)

ご要望された方の認識では多いということです。

(会 長)

他にどのようなご意見があったのでしょうか。

(事務局)

説明会には県の職員も同席しているのですが、今回、都市計画道路の変更とあわせて市が定める都市計画である用途地域についても一部変更することとしており、その用途地域に関するご意見があったと伺っています。

都市計画道路の変更に関しては、他にご意見はございませんでした。

(会 長)

委員の皆さん、ご意見はございませんか。

(委 員)

八尾は歴史的な町並みの残る非常に落ち着いた町ですから、ある程度幅員のある都市計画道路をつくると町並みが壊れたり、情緒も喪失してしまうということが考えられるので、今回かなりの部分で都市計画道路を廃止することもやむを得ないという気がします。

今後人口も減ってきますし、自動車交通量そのものも減少すると予測されま

すから、渋滞緩和のための道路整備はおそらく減ってくると想定されます。

ただ、基本的に都市計画道路は最低の基準でも 12m以上の幅員の道路指定が一般的です。そうすると、両側歩道がついた安全な道路という意味合いを持ちます。そういった道路が計画されていましたが、今回廃止になれば、従来のあまり歩道もきちんと整備されていない現道だけが残ることになります。

今の地区は、観光客が押し寄せる上の方の場所とは違うかもしれませんが、地域の方々は歩いたり、自転車を利用すると考えられます。中学校や高校があるので、当然生徒の一部は自転車で通学することも考えられます。ですから、道路のハード整備をしないで、歩行者、自転車等の安全対策を担保するためのソフト施策を検討していくことが重要ではないかと思います。

例えば、通学時間帯は不要な車をシャットアウトするといった時間指定の規制を行うとか色々な方法があると思うのですが、そういった対策を今後考えていくつもりがあるのかという点が少し懸念されるところです。

もう一つは、13日に市の都市計画審議会があり、事前の説明を受けた際にお話ししましたが、古い町は火災に対する備えが一番大事になってきます。

先ほど6m以上の市道の幅員を示していただきましたが、そういう市道で消防力がきちんと担保できているのか、検討しておいてほしいという要望をしておきました。市の審議会でその点について示されていたかどうかはわからないのですが、その点が多少気になるところです。

地元説明会で要望があったように、都市計画道路の指定ではなくても、一部現道において、道路改良事業などで交差点改良を進めていくという計画は地元にとって重要になってくるのではないかと思います。都市計画道路を廃止して何も投資しないというのはいかかなものかと思うので、地域においては部分的な交差点改良を含めた道路整備は続けていかななくてはいけないのではないかと思います。交通安全上見通しの悪い交差点も多いですし、歩行者や自転車を利用する方の安全性の担保も重要ではないかと思います。

廃止することがいけないという話ではなく、廃止するのであれば、それに見合うような相当の整備が必要ではないかという意見です。

(会 長)

今の委員のご意見に対して、どのようなことを考えていますか。

(事務局)

都市計画道路の見直しにあたっては、県の指針では、常に防災の観点を確認した上で廃止することとしてきておりますので、市においてもその点を念頭に置いた上で案をつくっています。

廃止後の話として、市の方針では既存道路を最大限活用することとしておりますので、その活用として、歩行者や自転車を利用する方の安全性確保や、局所的な道路の改修については、例えば交差点改良や側溝改修により歩行者や自転車が通りやすくするといった対応を行うことにしております。

先ほどスクリーンにてご覧いただきました道路（都市計画道路八尾駅上井田新線）には県道区間と市道区間があるのですが、それぞれ側溝の改修を行い、場所によっては道路の幅員構成の見直しを行いながら、現に今投資をしている状況です。県も市もそれぞれ道路管理者として現在も対応はしておりますし、今後必要だと考えておりますので、引き続き留意していかなければならないと思います。

（委員）

はい。了解しました。

（会長）

今の写真の場所は、伝統的な町並みと少し違うようですが、旧市街ではないのですか。

（事務局）

（スクリーンに別の写真を示した上で）こちらは国道の福島石戸線の廃止区間の様子です。

一番手前の右側のお宅は、町並みを意識して自ら家の改築をされています。

おわらの舞台となっている諏訪町本通りは、市の方で景観まちづくり推進地区の指定とあわせて補助制度を設けておりまして、改修にあたっては、町並みの保全に貢献する改築を行う方に金を支給する制度を用意されています。また、一定規模以上の建物に限り、そういった改築を行う場合は、逆に届出も必要とされています。

会長がおっしゃるように、伝統的な通りと同じつくりにはなっていないのですが、駅からおわらの舞台に向かうルート上に位置しており、通り沿いには家が立ち並んでいるので、率先して町並みを意識して改築されたこのお宅のように、長い時間をかけて町並みを形成していけば、観光客の方に町並みをご覧いただき、散策しながら八尾のおわらの舞台まで向かっていただけることになると思います。市の方で実施されています。

現在、道路を広げる都市計画が決定されているので、その計画を前提とした場合、将来、物件を移転していただくことになります。その移転を前提とした区域まで町並みを保全する地区の指定を広げることは、まちづくり上齟齬をきたすことになるので、今回この道路を広げる計画を廃止した上で、町並みづくりを進めていきたいというのが市の意向です。

（会長）

基本的にこの幅の道路で自動車が対面で進行し、自転車で通学する子供たちも通るといことですね。

(事務局)

はい。現在の道路幅で考えておりますので、スクリーンでご覧の道路を通過していただくことになります。現在道路整備が全部終わっているわけではないのですが、通過交通につきましては、富山市の坂の町大橋や川の対岸の高熊井田線の改良を実施しておりますので、そちらをご利用いただくという計画です。

(会長)

他にご意見はありませんか。

(委員)

石戸線とJRとの交差についてアンダーパスで計画していたはずですが、従来どおりのアンダーパスでやるということでしょうか。

(事務局)

はい。おっしゃるとおり、ここには現在のアンダーパスの計画が残ります。高山線を横断する区間につきましては、踏切部の幅員が5.5m、前後区間が5.5mから6.8mと狭く、歩道がないため、安全な交通に支障をきたしていると考えられることから、計画的に整備に取り組んでいく必要があります。

しかしながら、八尾地域の道路整備につきましては、この場所だけではなく、多くの課題がございます。現在は老朽橋の架け替えなどを優先的に進めております。都市計画は廃止するのですが、今年度、井田川にかかる十三石橋の架け替えの測量に着手した他、災害のありました高善寺橋の架け替えにも取り組んでいます。現在こちらを優先的に進めているため、その進捗状況を踏まえ、検討していきたいと考えています。

(委員)

老朽橋の強靱化は非常に大事なことなので優先的に行っていただく必要があります。ただ、交差道路については、前々からの課題でもあったということですから、いずれは計画的に実施していただくことをお願いしたいと考えています。

(委員1名入室)

(委員)

当初計画していた都市計画道路を廃止して現道を使っていくという変更をされるわけですが、将来の方向性を明確に示しておくことが大事なことだと思います。ただ広げて都市計画道路を整備していくという考え方も必要だと思いますが、やはりお金をかけないで地域にマッチした道路計画をこれから立てていく必要があると思います。一方通行の道路を含めて、考え直していくことがこれから非常に大切になってきます。

おそらく、社会的な状況などによってこれから計画の廃止がかなり増えますので、将来の方向性がしっかりしていないと、最初に期待をもたせて実施できなくなつたという結果になってしまいます。

都市計画の中で、環境の変化に対応した道路計画の指針をまちづくりと照らし合わせて出していき、しっかり道路整備をしていくということを見据えておかないと、何のための道路整備かということが有耶無耶になりますので、ぜひその辺りを意見として申し上げておきたいと思います。

(会 長)

事務局の方よろしいですか。今のご意見、非常に貴重なご意見だと思います。皆さん、他にご意見はありませんか。ご意見がないようでしたら、まとめに入りたいと思います。

議案第1号について、原案どおり議決したいと思いますが、それでよろしいですか。

(異議なしの声あり)

(会 長)

では、原案どおり議決いたします。

次に、報告事項について事務局から説明をお願いします。

#### 報告事項 都市計画公園・緑地の見直しガイドラインの策定について

(事務局から報告事項について説明)

(会 長)

ありがとうございます。ただ今の報告事項について、ご質問はございませんか。

(会 長)

パブリックコメントで出された発電システムを設置することについて、土地がなければできないですし、土地に家屋、工場などの建築物が建っている場合には、中々両立しないと思うのですが、両立するような土地は実際にあるのですか。

(事務局)

詳細は確認できていないのですが、ほぼ両立は不可能だと考えております。

(会 長)

他にご意見がないようでしたら、報告事項につきましては以上といたします。



### 3. 閉会

(会 長)

次回の審議会について、事務局から報告事項はございませんか。

(司 会)

次回の審議会の開催につきましては、来年度以降を予定しております。開催時期が決まり次第、改めてご連絡いたしますので、よろしくお願いいたします。以上です。

(会 長)

それでは、これをもって第 167 回富山県都市計画審議会を終了いたします。皆様、本日は活発なご議論ありがとうございました。

(事務局)

ありがとうございました。

平成 27 年 2 月 16 日

富山県都市計画審議会会長                      細 川 俊 彦

議事録署名人

富山県都市計画審議会委員                      石 黒 厚 子

富山県都市計画審議会委員                      小 見 美由紀

